

参考様式4

新田郷地区 地域農業マスターplan(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

| 市町村名 | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|---|------------|-----------|
| 西和賀町 | 平成25年3月25日 | 令和3年3月31日 |
| 対象地区名(地区内の集落名) | | |
| 越中畑地区(越中畑集落、中村集落)、白木野地区(白木野集落、細内集落)、野々宿地区(野々宿集落、巣郷集落) | | |

1 対象地区的現状

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| ① 地区内の耕地面積 | 130.58 ha |
| ② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 91.80 ha |
| ③ ②のうち、地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計 | 35.71 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 5.90 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 2.76 ha |
| ④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 2.82 ha |
| (備考) | |

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

| |
|---|
| (全地区共通) |
| ・農業者の高齢化に伴い、他地域からの入作を含め、担い手の確保に取り組むことが喫緊の課題となっている。 |
| (越中畑地区、野々宿地区) |
| ・水稻の作付面積が減少し、代わって転作作物であるそばの作付が集落営農組合などを中心として取り組まれている。 |
| (白木野地区) |
| ・主食用水稲の作付は減少し、代わって入作による大豆・そばの作付面積が増加している。 |

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| 越中畑集落については、現在の中心的経営体が農地を管理していくことを基本とするが、管理が難しくなった場合は、越中畑そば組合や他地域からの入作で管理を担っていくこととする。(越中畑地区) |
| 中村集落については、現在の中心的経営体を基本としながらも、隣接する野々宿地区からの入作も含め、担い手を確保していく。(越中畑地区) |
| 白木野集落の水田利用は、現在の担い手を中心として水稻作付面積を維持していくことを基本とするが、新たにそばの作付にも取り組み、耕作放棄地の発生を防止する。(白木野地区) |
| 細内集落の水田利用は、白木野集落と同様に現在の担い手を中心として水稻作付面積を維持していることが基本となる。他地域からの入作により大豆・そばが取り組まれているが、連作障害対策としてブロックローテーションを行う必要性が指摘されていることから、地域と十分協議しながら進めていく必要がある。(白木野地区) |
| 野々宿集落、巣郷集落ともに野々宿地区そば組合を中心とした農地管理を推進する。(野々宿地区) |
| 野々宿地区そば組合で管理しきれない農地が発生した場合は、他地域からの入作も含めて管理方法を検討する。(野々宿地区) |

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用

(全地区共通)

- ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、必要に応じて、農地を機構に貸し付けていく。

(2) 耕作放棄地の解消・再生利用

(全地区共通)

- ・多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、除草・伐採・整地作業等、荒廃農地の再生に取り組む。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数（実数）

| | 個人・任意組合 | 法人 |
|---------------------------|---------|------|
| ① 認定農業者 | 2 人 | 1 法人 |
| ② 認定新規就農者 | 1 人 | 法人 |
| ③ 集落営農組織 | 3 組織 | 法人 |
| ④ 他市町村の認定農業者 | 人 | 法人 |
| ⑤ 他市町村の認定新規就農者 | 人 | 法人 |
| ⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)} | 人 | 法人 |
| ⑦ 今後育成すべき農業者 | 15 人 | 法人 |

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

| | 集積面積 | 地域内の耕地面積 | 集積率 |
|----|----------|-----------|---------|
| 現状 | 67.54 ha | 130.58 ha | 51.72 % |
| 今後 | 70.36 ha | 130.58 ha | 53.88 % |